

審 決 書

三郷市彦江 [REDACTED]
審決申請人 関根 和也

処 分 庁 三郷市議会

上記審決申請人から令和7年12月4日に提起のあった上記処分庁の行った審決申請人に対する議員を除名する処分に関する審決の申請（以下「本件審決申請」という。）について、次のとおり審決します。

主 文

本件審決申請に係る処分を取り消す。

事案の概要

処分庁は、三郷市議会議員であった審決申請人に対し、令和7年12月3日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第134条第1項に基づき、法第135条第1項第4号に規定する議員を除名する懲罰（以下「本件処分」という。）を科した。

審決申請人は、本件処分を不服として、同月4日付けで埼玉県知事に法第255条の4に基づく審決の申請をした。

審理関係人の主張の要旨

1 処分庁の主張

処分庁は、弁明書及び弁明書を補完する陳述において本件審決申請の棄却を求め、概ね次のとおり主張した（以下「本件処分理由アイウ」という）。

- (1) 本件処分は、三郷市議会令和7年12月定例会（以下「本件定例会」という。）中の令和7年12月3日本会議における審決申請人の以下の言動を理由として科したものである。

ア 議場において陳謝文を読み上げるため登壇する際、基本的な登壇経路から外れ、三郷市長（以下「市長」という。）及び三郷市職員（以下

「市職員」という。) に対し薄笑いを浮かべて必要以上に接近し、市長に向けて 10cm 程度まで顔を近づけ、威嚇又は小ばかにするような態度を示した。

通常、登壇時は各議員の席から演壇に向かって近い方の経路を通るところ、審決申請人は登壇時の経路を知ったうえで、審決申請人の席から演壇まで遠回りとなる当該経路を選択し、市長の横を通って登壇した。また、審決申請人は以前より、暴言を吐く際に自分の顔を相手の顔に近づける行動を取っていたため、当該行為は市長や市職員を威嚇する目的であったと評価できる。

イ 審決申請人は陳謝文を読み上げる際も不誠実と思われる口調の上、読上げの最中、後ろを振り返り三郷市議会議長（以下「議長」という。）に対し、陳謝文を片手で指差し「なんて読むの。」と聞き、最後は市長を数秒間見つめ挑発しているかのような態度で締めくくった。

陳謝文の読上げは本来議会や議員に対し正面を見据えて行うものであるが、審決申請人は登壇直後や読上げの間に薄笑いをし、市長や議長の方向を向くなどの行為を行った。また、審決申請人は本件定例会中の同月 2 日、自身の SNS アカウントにおいて陳謝の懲罰に言及し「議会だけで読み上げればいいので反省はしていない。」とする趣旨の投稿を行った。これらの行動から、審決申請人の態度は不誠実かつ挑発的と評価できる。

ウ 他の市議会議員から一連の態度が不誠実であるとして、議事進行に関する発言がなされ、審決申請人と柳瀬勝彦議員（以下「柳瀬議員」という。）との間で以下の質疑応答があった。

（ア）柳瀬議員「先程の陳謝は本意か。」

（イ）審決申請人「本意です。」

（ウ）柳瀬議員「職員に対して弁解や謝罪はあるか。」

（エ）審決申請人「あります。」

（オ）柳瀬議員「では、謝罪や見解をこの場で述べてください。」

（カ）審決申請人「木津市長の官製談合の件について、不正追及をされていて、職員に対し、言葉が強くなってしまったかもしれません。大変申し訳ございませんでした。」（以下「本件発言」という。）

審決申請人は、不誠実と思われる口調で、横を向き、市長を見ながらの発言であった。その際の審決申請人の質疑に対する応答は最低限の短い言葉であり、誠実な謝罪の意思がないと評価できる。

また、当該発言において審決申請人は、市議会本会議という場で、市長に対し「官製談合」という言葉を用い、犯罪を行っているかのような

発言を根拠なく行った。当該発言は名誉毀損に該当するものである。

- (2) 本件処分理由ア：イ及びウにおける審決申請人の言動はいずれも、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とする三郷市議会会議規則（以下「規則」という。）第 151 条に違反し、法第 134 条第 1 項に規定する懲罰を科すことのできる事由に該当する。
- (3) 議会の懲罰権は、会議体としての議会の紀律と品位を保つため認められているものである。
- (4) 審決申請人に対しては、三郷市議会令和 7 年 9 月定例会（以下「9 月定例会」という。）において辞職勧告決議が可決されており、更に本件定例会においても辞職勧告決議案を審議する予定であった。
- (5) 審決申請人は、三郷市議会議員に当選して以降、複数の市役所窓口において、大声で怒鳴り、誹謗中傷を繰り返し、名誉を毀損したほか、ソーシャルメディアで市職員の顔写真を貼付し、誹謗中傷や名誉を毀損する内容の投稿を繰り返した。

懲罰特別委員会においては、段階を踏んでの懲罰、すなわち出席停止との意見もあったが、仮に出席停止を科した場合、審決申請人に反省を促し、市議会のルールを順守させるための手段となりうるかを熟議した結果、審決申請人のこれまでの振る舞いや人格から除名以外には、市議会の紀律と品格を維持することはできないと判断した。

2 審決申請人の主張

審決申請人は本件処分の取消しを求め、概ね次のとおり主張した。

- (1) 議場外で市長に対する官製談合の不正追及をしたこと及び議場内における陳謝の仕方を問題視され、議会の品位を乱したことを理由に本件処分を受けた。
- (2) 本件処分は審決申請人に対する嫌がらせの域を出ない処分庁の権限濫用行為であり、選挙当選人の権利を侵害するもので断じて認めることができない。
- (3) 登壇時の経路については、事前にどの経路を通るべきかについて説明がなく、実際に通った経路に特別の意図はない。また、登壇時に市長及び市職員に対し挨拶をしたが、処分庁が主張するような行為は行っていない。
- (4) 「威嚇又は小ばかにするような態度を示した」「謝罪文の読上げの際に不誠実と思われる口調」とする処分庁の評価は証拠を示さず主観性が高いため、被害妄想であるとししか判断できない。
- (5) 陳謝文に記載された「披瀝」という言葉について、審決申請人が「これなんて読むの。」と尋ねたことが不誠実と判断されたと考えるが、これは

処分庁が読み仮名を振らなかったためである。

また、議長への問いかけに対し「そんなのも読めないの。」と回答したことは侮辱罪に抵触する暴言である。

(6) 柳瀬議員からの質疑に対し「本意」と答弁したことが不誠実と判断されたことは、審決申請人に対する因縁である。

理 由

1 前提事実（争いのない事実又は物件及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 本件処分に至るまでの経緯

ア 審決申請人は令和7年7月20日に行われた三郷市議会議員の任期満了による一般選挙において当選した。

イ 市長は同年8月22日付けで、議長に対し「三郷市議会議員の不適切行為と思われる言動について（申入れ）」を発出した。

ウ 同月25日、処分庁は三郷市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求書を議長に対し提出し、議長は三郷市議会議員政治倫理審査会（以下「第1回審査会」という。）を設置した。

エ 同年9月16日、第1回審査会は審決申請人を議員辞職勧告相当とする審査結果報告書を議長に提出した。

オ 同月19日、処分庁は9月定例会本会議において、審決申請人に対する議員辞職勧告決議案を、審決申請人を除く全議員の賛成により可決した。

カ 市長は同年10月6日付けで、議長に対し「三郷市議会議員の不適切な行為について（再度の申入れ）」を発出した。

キ 同月15日、処分庁は三郷市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求書を議長に対し提出し、議長は三郷市議会議員政治倫理審査会（以下「第2回審査会」という。）を設置した。

ク 同年11月28日、第2回審査会は審決申請人を議員辞職勧告相当とする審査結果報告書を議長に提出した。

ケ 同年12月1日、本件定例会の開会が議長によって宣告され、会期が同月12日までの12日間と決定した。その後、柳瀬議員から、審決申請人が会議に出席していることについて、本人の見解を問いたい旨の議事進行に関する発言がなされた。柳瀬議員の発言が終了するまでの間に審決申請人は議場を退席した。

コ 同月1日、佐々木修議員（以下「佐々木議員」という。）ほか4名の

議員から審決申請人に対する懲罰の動議が提出され、懲罰特別委員会の設置及び同委員会への付託が決定された。

サ 同日、審決申請人に対する懲罰特別委員会会議が開催された。

シ 同月2日、審決申請人のSNSアカウントにて以下の内容を含む投稿がなされた（表記は原文のとおり。）。

「三郷市議会で懲罰動議が提出されたらしいです。三郷市議会外の事での懲罰動議は異例の動議です。そして、その後に自分が木津雅晟（以下木津）に対して、『木津雅晟は官製談合やってたんだよ。逮捕を求める。』というようなことを述べたことが問題にされ、特別委員会が設置されたらしいです。木津はどこまで関根市議を貶めたいのか不思議でなりません。三郷市議会では、木津に有権者買収された市議会議員達が、関根市議に対する議決として、陳謝の朗読を決議しました。木津に有権者買収された市議がいる議会としては、関根市議をどうしても除名にしたいという思いがあり、陳謝を関根市議が拒否するだろうと思い込み、議決をされたのだらうと思います。ある人物からのリークをもらいました。『関根さん、市長の思い通りにさせるなよ。議会だけで読み上げれば良いのだから。反省する必要ないからね。』みなさん似たようなことを言われました。また、自分の思いと全く同じ見解を示してくれました。」（以下「本件投稿」という。）

ス 同月3日、処分庁は、審決申請人を除く全議員の賛成により、審決申請人に対する陳謝の懲罰を可決した。議長から審決申請人に対し、陳謝文の朗読が命じられ、審決申請人は議場に登壇した。その後、審決申請人及び議長が以下の発言をした。

（ア）審決申請人「12月1日の本会議におきまして、私が当該本会議に出席していることに対する見解を求められたところ、何ら弁解の謝罪等の発言をせず、不誠実な行動をとりましたことは、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責を顧みて、誠に申し訳ありません。ここに誠意を・・・何て読むの、これ。」

（イ）議長「自分で考えた・・・」

（ウ）審決申請人「何て読むの。」

（エ）議長「そんなのも読めないの。」

（オ）審決申請人「うん、読めない。」

（カ）議長「ひれきし。」

（キ）審決申請人「ここに誠意を披瀝し、衷心から陳謝いたします。以上です。」（以下、審決申請人の一連の発言を「本件陳謝」という。）

セ 本件陳謝後、柳澤議員と審決申請人との間に、以下の質疑応答がなさ

れた。

(ア) 柳瀬議員「あなたは先ほど行った陳謝が本意なのか、本意でないのか、どちらなのかを再度お答えください。」

(イ) 審決申請人「本意です。」

(ウ) 柳瀬議員「本意ということで、それでは、これまでの不誠実な言動に対し、弁解や職員への謝罪はございますでしょうか。」

(エ) 審決申請人「あります。」

(オ) 柳瀬議員「ただいま関根議員より「あります。」ということだったので、この場でしっかりと職員に対する謝罪、また見解を述べてください。」

(カ) 審決申請人「木津市長の官製談合の件について不正追及をしていて、職員に対して言葉が強くなってしまったかもしれません。大変申し訳ございませんでした。」

ソ 同日、佐々木議員ほか4名の発議により、審決申請人に対する懲罰の動議が提出された。佐々木議員によりなされた動議の内容は以下のとおりである（表記は原文のとおり。）。

「関根和也議員は、令和7年12月1日の本会議において、本会議に出席していることに対する見解を求めたところ、何ら弁解や謝罪等の発言をせず、不誠実な言動をとった。さらに、令和7年12月3日の本会議において、本事案について行われた懲罰特別委員会で決定された「公開の議場における陳謝」を求めたところ、陳謝は行ったが、令和7年12月2日のSNSにおいて「市長の思い通りにさせてはいけないうえ、本会議で陳謝を行うが本意ではない。」との発言をしていたことに関し、真意を問うたところ、市長等に対する威圧的な態度や、名誉を毀損するような言動、さらには、品位を欠く態度や、不誠実かつ不適切な言動を繰り返した。自らが行った不当・不適切・違法な行為に対する反省・自覚が無く、議員としての説明責任を果たすことをせず、議会の品位を貶め、市民からの市議会に対する信頼を著しく失墜させた。これは、地方自治法第129条及び三郷市議会会議規則第151条に違反することは明白である。よって、関根和也議員に対して、懲罰を科すことを求めます。」

タ 懲罰特別委員会への付託後、審決申請人に対する本件処分についての採決が行われ、出席議員20名のうち19名の起立により本件処分が可決された。

(2) 関連法令

ア 地方自治法（抄）

第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 (略)

第 132 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第 134 条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

2 (略)

第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

2 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の 8 分の 1 以上の者の発議によらなければならない。

3 第 1 項第 4 号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意がなければならない。

イ 三郷市議会会議規則 (抄)

(品位の尊重)

第 151 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議長の秩序保持権)

第 159 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第 160 条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出

しなければならない。ただし、第 49 条（秘密の保持）第 2 項又は第 113 条（秘密の保持）第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰の宣告）

第 165 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

ウ 三郷市議会議員政治倫理条例（抄）

（政治倫理規準）

第 3 条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会的規範のほか、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- （1）市民の代表として、議会及び議員の名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。
- （2）市の職員、市が出資している法人及び指定管理者の役員又は職員（以下「市職員等」という。）の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- （3）市職員等の公正な職務の執行を妨げないこと。
- （4）市職員等の採用、昇任、異動その他の人事について、不当な関与をしないこと。
- （5）市が行う許可、認可等の処分、行政指導、補助金等の交付の決定又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利な取扱いをするよう働きかけないこと。
- （6）その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。
- （7）政治活動に関し、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。
- （8）その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害のおそれのある行為をし、又は嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。
- （9）発言又は情報発信（ウェブサイト等への掲載を含む。）は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

（審査の請求）

第 4 条 市民及び議員は、第 3 条の規定に違反する事実があると思料するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める者の連署をもって、当該政治倫理基準に関する規定に違反する事実があることを証する資料を添えて、その代表者から、議長に対し、当該政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否の確認に係る審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) (略)

(2) 議員が審査請求をする場合 三郷市議会の議員の定数を定める条例（平成 12 年条例第 32 号）に定める議員の定数の 4 分の 1 以上の議員、ただし、2 つ以上の異なる会派に属するもので構成されていなければならない。

2 及び 3 (略)

(審査会の設置等)

第 5 条 議長は、審査請求があったときは、三郷市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る審査を審査会に付託するものとする。

2 から 8 まで (略)

(審査会の審査)

第 6 条 審査会は、前条第 1 項の規定により審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否その他必要な措置について審査を行うものとする。

2 から 8 まで (略)

(審査結果の報告等)

第 8 条 審査会は、第 6 条第 1 項の規定による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は、必要と認める措置について、理由を付した文書をもって勧告することができる。

2 (略)

(議会の措置)

第 11 条 議長は、第 8 条第 1 項の規定による審査会からの報告又は勧告に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。

2 判断の枠組み

裁判例では、普通地方公共団体の議会が、その所属議員に対して懲罰を科した場合、その懲罰の種類が除名であったとしても、当該懲罰は議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、その裁量権の範囲内にとどまる限り

は尊重されるべきものであるが、懲罰事由に該当する行為の動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該行為の前後における当該議員の態度、除名による影響等に鑑みて、議会がその裁量権を逸脱又は濫用したと認められる場合には、当該除名の懲罰は違法の評価を免れないものと解されている。

上記判断基準は、札幌高裁令和2年12月23日判決、名古屋高裁平成25年7月4日判決等の裁判例がおしなべて採用しているものであり、本件処分においても同様に解すべきである。

3 問題の所在と違法性の検討

(1) 懲罰事由について

ア 議会の懲罰権は、会議体としての議会の紀律と品位を保つため認められているものであって、法第134条第1項により懲罰を科することができる議員の行為は、法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反する議会内における議員の行為に限られると解されている（佐藤文俊著 逐条地方自治法 学陽書房（以下「逐条」という。） p.433）。また、懲罰はその事犯のあった会期中に処理すべきであるとする、いわゆる会期不継続の原則が適用されると解されている（逐条 p.434）。

本件処分における懲罰事由について、処分庁は本件処分理由ア、イ及びウのとおり主張する。このうち、審決申請人の態度について「威嚇又は小ばかにするような」「不誠実かつ挑発的」とする処分庁の評価は多分に主観的で、提出された物件や陳述から得られた当時の状況、例えば、審決申請人の表情その他言動から客観的・直接的に認定できるものではなく、よって、処分庁が当該言動のみをもって明らかな非違行為があったと判断し得たとは認定できない。

イ 一方で、本件処分理由ウに関してなされた本件発言について、「木津市長の官製談合の件について」という言葉は特別職の地方公務員である市長と入札における不正を結びつけるものと解することができる。入札における不正行為が刑法上の処罰対象になり得る重大なものであることから、何らの根拠を示すことなく公開の議場においてなされた本件発言は、公職の立場にある市長の名誉を毀損する不用意かつ著しく不適切なものと言わざるを得ず、法第132条において禁止される「無礼の言葉」に該当すると認められる。

ウ 加えて、審理関係人の主張の要旨の1（1）のとおり、処分庁は本件処分理由イに関して本件投稿に言及したうえで、これを不誠実かつ挑発的と評価しているほか、同（4）のとおり、審決申請人に対し辞職勧告決議が可決されていることや、同（5）のとおり、審決申請人が三郷市

議会議員に当選して以降における市役所窓口での言動やソーシャルメディアにおける投稿等の、本件定例会外における審決申請人の言動について主張し、その認定においては本件定例会外における審決申請人の言動を評価に含んだものと考えられる。

この点、議会外における行為であっても、その議会の活動を妨げその権威を失墜させる行為、すなわち直接的に議会の権威保持の必要性に抵触する場合においては、当該行為は懲罰事由となり得る旨の判断が、松山地裁昭和 30 年 1 月 27 日判決をはじめ複数の裁判例により示されているので、以下、検討する。

- (ア) 審決申請人によってなされた本件投稿の内容は、市長の企図により不正に懲罰が議決されたかのような内容を含むものであり、「有権者買収された市議会議員達」との投稿は、三郷市議会議員に対し犯罪の事実があると断定し、個人の名誉を毀損し得る不適切なものと言える。
- (イ) また、『関根さん、市長の思い通りにさせるなよ。議会だけで読み上げれば良いのだから。反省する必要ないからね。』みなさん似たようなことを言われました。また、自分の思いと全く同じ見解を示してくれました。』との投稿について、審決申請人は「自分の思いと全く同じ見解」とは「陳謝文を読む」という意味であると主張するが、前後の字義を鑑みれば、「陳謝文を議会で読み上げれば良く、反省する必要がない」との見解が自身の見解と同様との意であると読める。なるほど、議会の懲罰における公開の議場における陳謝とは、被処分者に議会の定めた陳謝文を朗読させる懲罰であり、被処分者が陳謝文の内容と同様の内心を有していないことをもって議会を愚弄するものと解することはできない。しかし、本件定例会の開会中に「議会で読み上げれば良いのだから」「反省する必要ない」等の投稿をあえて行う行為は、議会における懲罰権をないがしろにし、議会を愚弄する意図でなされたと解することができるものであり、しかも、本件投稿が本件陳謝の懲罰を科される前日という時間的に近接した状況でなされたことを踏まえれば、審決申請人による本件投稿が議会外においてなされたものでも、本件投稿は議会内における非行と同等に議会の品位を貶め、直接的に権威保持の必要性に抵触するものであり、規則第 151 条に違反すると解する余地がある。
- (ウ) 一方で、審決申請人が三郷市議会議員に当選して以降における市役所窓口での言動や、本件投稿以外のソーシャルメディアにおける投稿は、議会外における審決申請人の個人的行為であるため、本来懲罰事由として評価することはできず、直接的に議会の権威保持の必要性に

抵触するものとは認定できない。

(エ) 同様に、審決申請人に対する辞職勧告決議の可決については、議会の会期外における法的拘束力のない事実上の決議であり、辞職勧告決議に従わないことを理由とする懲罰が否定されている（逐条 p. 437）ことから、当該決議の可決が懲罰事由とならないことは明らかである。

エ 以上から、処分庁が主張する本件処分理由ア、イ及びウについて主観性が高いとする審決申請人の主張は部分的に是認できるが、審決申請人には法第 134 条第 1 項に規定する懲罰事由があると認められる。

（２）除名の懲罰について

ア 除名の懲罰は、法が規定する議会の懲罰の中で最も重く、住民の信任により与えられた議員の身分を奪う重大な処分であるが、処分庁は本件処分において、除名処分としなければ議会の紀律と品位を保つことができない旨主張する。

この点につき、審決申請人は本件定例会における令和 7 年 12 月 3 日の本会議において、議長の進行に従って登壇及び発言を行っており、その態様は暴言や実力行使を伴うものではない。もとより地方議会の議長には、法第 104 条や規則第 159 条に基づき議事の整理を行う権限が認められ、議場の秩序を乱す議員に対しては、法第 129 条に基づく発言の制止、発言の禁止又は議場外への退去命令を行うことが可能とされているところ、提出された会議録及び処分庁の陳述によれば、議長は同本会議において同条に基づく発言の禁止等を行っていないことから、審決申請人が議事の進行や議会の日程に直接の影響を及ぼしていないことが窺われる。

イ また、本件発言は用いられた言葉こそ著しく不適切で、法第 132 条において禁止される「無礼の言葉」に該当し審決申請人の懲罰事由となるものであるが、審決申請人の発言の全趣旨を鑑みれば、柳瀬議員の指摘する自身の言動について釈明を行う中での発言であり、殊更に市長を貶め、侮辱することを目的としてなされた発言とは認められないため、その非行の程度は軽微なものにとどまると言える。

ウ 加えて、3（１）ウ（ウ）において認定したとおり、処分庁は、審決申請人の議会外における言動を懲罰の種類決定に際し考慮していると認定せざるを得ず、懲罰事由となり得ないことは明らかである。

エ 以上の要素を総合的に考慮すれば、審決申請人には法第 132 条及び規則第 151 条に違反する事実が認められ、懲罰事由があるものと言うべきであるが、これに対し処分庁が最も重大な懲罰である除名を選択したこ

とは、その態様に比し著しく重大な懲罰を科すものであることが明らかであり、本件処分は議会の裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用した違法な処分と認められる。

結 論

以上のとおり、審決申請人の本件審決申請は理由があるため、法第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり審決する。

付 言

自治紛争処理委員意見書には付言として、以下の内容が言及されているため、その内容を踏まえ、適切な対応がなされることが望まれる。

議会における懲罰の対象となり得る行為は原則として議会内における議員の行為に限られるが、たとえ議会外における行為であっても、議会内における行為と同等にその紀律を乱し、品位を傷つけるものである場合には、議会の活動と密接な関連を有するものとして懲罰事由となり得る。また、先に述べたとおり、議場において用いる文言として、「木津市長の官製談合の件について」という言葉の選択は著しく不適切であると言わざるを得ない。

審決申請人にとっては、今後は、自身の言動に疑念を持たれることのないよう、一層の配慮に努められたい。

令和 8 年 7 月 10 日

審査庁 埼玉県知事 大野 元裕

この審決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和 8 年 7 月 10 日

審査庁 埼玉県知事 大野 元裕

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DIVISION OF THE PHYSICAL SCIENCES
DEPARTMENT OF CHEMISTRY

RECEIVED
JAN 10 1964

FROM
JAN 10 1964

TO
JAN 10 1964

BY

RECEIVED

FROM

TO

BY